

## 第 263 回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

### 【不適合関係】

- ・ 4 月 10 日 7 号機非常用ディーゼル発電機 (A) からの油漏れについて  
(区分: III) [P. 3]
- ・ 4 月 16 日 6 号機タービン建屋 (管理区域) におけるけが人の発生について  
(区分: III) [P. 4]
- ・ 4 月 16 日 6 号機非常用ディーゼル発電機 (C) の自動停止について [P. 5]
- ・ 4 月 10 日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 6]
- ・ 4 月 29 日 7 号機使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による運転上  
の制限の逸脱について (公表区分 II) [P. 9]
- ・ 4 月 29 日 7 号機使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による運転上  
の制限の逸脱の訂正について (公表区分 II) [P. 10]
- ・ 4 月 30 日 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における追加検査の実施に係る通知  
の受領について [P. 12]
- ・ 5 月 8 日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 13]
- ・ 5 月 12 日 1 号機非常用ディーゼル発電機 (A) 潤滑油加熱器の不具合について [P. 15]
- ・ 5 月 12 日 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機運転上の制限からの逸脱に係る対応  
に関する報告について [P. 16]

### 【発電所に係る情報】

- ・ 4 月 10 日 南 66kV 開閉所建屋内での火災について [P. 17]
- ・ 4 月 10 日 衛星通信設備に関する対応状況について [P. 19]
- ・ 4 月 10 日 安全対策設備/保安規定/運転上の制限 (LC0) について [P. 21]
- ・ 4 月 10 日 6 号機 主要な安全対策工事の進捗状況について [P. 23]
- ・ 4 月 10 日 (運転保守状況) 南 66kV 建屋電源室 (非管理区域) での火災の  
発生について (続報) [P. 24]
- ・ 4 月 24 日 6 号機における原子炉系主要設備の健全性確認について [P. 25]
- ・ 4 月 24 日 6 号機の主要な安全対策工事の進捗状況について [P. 26]
- ・ 4 月 24 日 低レベル放射性廃棄物の輸送終了について [P. 27]
- ・ 5 月 8 日 6 号機における原子炉系主要設備の健全性確認について [P. 29]
- ・ 5 月 8 日 6 号機の主要な安全対策工事の進捗状況について [P. 30]
- ・ 5 月 8 日 (運転保守状況) 6 号機非常用ディーゼル発電機 (C) の自動停止/  
6 号機タービン建屋 (管理区域) におけるけが人の発生について  
(続報) [P. 31]

### 【その他】

- ・ 4 月 11 日 小千谷市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催に  
ついて [P. 32]

- ・ 4 月 18 日    五泉市・見附市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について [P. 33]
- ・ 5 月 7 日    上越市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について [P. 34]
- ・ 5 月 14 日    柏崎刈羽原子力発電所に関するコミュニケーション活動等の取り組みについて [P. 35]

**【福島第一原子力発電所に関する主な情報】**

- ・ 4 月 24 日    福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 [別紙]

＜参考＞

当社原子力発電所の公表基準（平成 15 年 11 月策定）における不適合事象の公表区分について

区分：Ⅰ      法律に基づく報告事象等の重要な事象

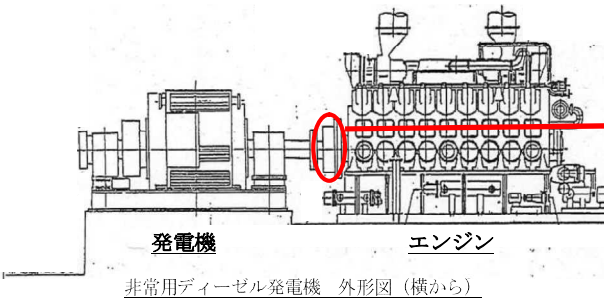
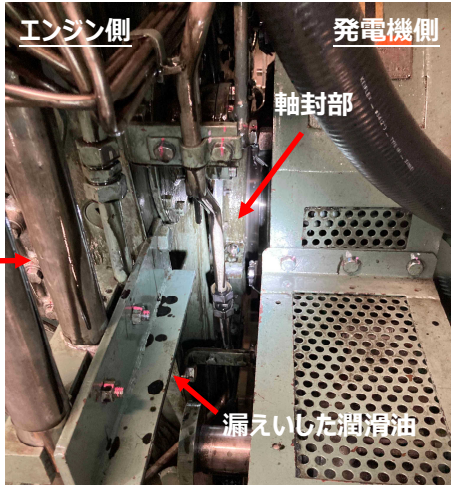
区分：Ⅱ      運転保守管理上重要な事象

区分：Ⅲ      運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象

その他        上記以外の不適合事象

以 上

## 区分：Ⅲ

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 号機            | 7 号機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                     |
| 件名            | 非常用ディーゼル発電機（A）からの油漏れについて                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                     |
| 不適合の概要        | <p>2025 年 4 月 9 日、午後 3 時 20 分頃、原子炉建屋 1 階（非管理区域）において、当社社員が、非常用ディーゼル発電機（A）の定例試験を行っていたところ、停止操作前の機器状態確認時に、油の漏えい（約 270cc）を確認いたしました。</p> <p>その後、午後 3 時 30 分頃に非常用ディーゼル発電機（A）を停止し、油の漏えいが止まったことを確認しています。</p> <p>漏れ出た潤滑油については、拭き取りを行っており、外部等への流出はなく、環境への影響はありません。</p> <p>なお、油の漏えいがあったことから一般回線にて公設消防へ連絡しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>非常用ディーゼル発電機 外形図（横から）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>潤滑油漏えい箇所の拡大写真</p> </div> </div> |                                                                                                                                                     |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況          | <p>今後、潤滑油が漏えいした箇所や原因の調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                     |

**区分：Ⅲ**

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 号機            | 6 号機                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                     |
| 件名            | タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                     |
| 不適合の概要        | <p>2025 年 4 月 15 日午後 2 時 00 頃、タービン建屋地下 2 階トレンチ内エリアにおいて、足場の撤去作業に従事していた協力企業作業員が、パイプの受け渡しの際に、パイプ先端が右手人差し指に当たり負傷しました。そのため、業務車にて医療機関へ搬送しました。<br/>なお、本人の意識はあり、身体汚染ありません。</p>  <p>けがの発生状況</p> |                                                                                                                                                     |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等    /    <u>その他</u></p>                                                                                                                                                                                                                | <p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況          | <p>病院で診察の結果、「右示指（人差し指）挫創」と診断されました。<br/>今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                     |



区分：Ⅲ

|               |                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                     |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 号機            | 6 号機                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                     |
| 件名            | 非常用ディーゼル発電機（C）の自動停止について                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                     |
| 不適合の概要        | <p>2025 年 4 月 15 日、午前 11 時 8 分頃、原子炉建屋 1 階（非管理区域）において、非常用ディーゼル発電機（C）の 24 時間確認運転を終え、停止操作へ入る前に、発電機の出力が下がり保護装置が作動したことから、発電機が自動停止しました。</p> <p>なお、今回の事象による外部への放射能の影響はありません。</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、安全上重要な機器に該当しますが、現時点において保安規定に基づく機能要求台数は、他の 2 台（A、B）にて満足しています。</p> |                                                                                                                                                     |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p>                                                                                                                                                                                                              | <p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況          | <p>設備の外観点検および、操作履歴等の確認を実施しましたが、設備の不具合は確認されておりません。引き続き、停止に至った原因の調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。</p>                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                     |

東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所

核物質防護に関する不適合情報

2025年3月25日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、不適合の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

[https://www.tepco.co.jp/niiigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

区分Ⅰ 0件

区分Ⅱ 0件

区分Ⅲ 0件

その他 10件

| NO. | 不適合事象                                                                                                               | 発見日        | 備 考 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|
| 1   | 侵入検知器の付属機器の錆を確認したことから、当該設備を交換・修理し、正常な状態に復旧した。<br>なお、設備の機能は維持できていたこと及び現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認した。        | 2023/6/8   |     |
| 2   | 核物質防護上の扉の一部に破損を確認したことから、破損箇所を修理し正常な状態に復旧した。<br>障壁機能は維持。<br>調査の結果、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認した。            | 2024/1/10  |     |
| 3   | 侵入検知に使用する監視装置の付属機器が、正常に動作しないことを確認した。<br>現在、当該監視装置の付属機器は使用しておらず、運用にも影響がないことを確認した。                                    | 2024/4/17  |     |
| 4   | 監視カメラの映像が一部乱れ、その後自然復旧したことを確認した。<br>なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。                                                    | 2024/8/23  |     |
| 5   |                                                                                                                     | 2024/11/3  |     |
| 6   | 核物質防護用発電設備の障壁における排水設備に破損を確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該設備を修理し、正常な状態に復旧した。                                        | 2024/12/15 |     |
| 7   | 核物質防護用の非常用発電機から冷却水が漏洩していることを確認した。<br>なお、漏洩量は微量であり発電機能は維持。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。            | 2025/1/23  |     |
| 8   | 監視用の照明が、正常に点灯しないことを確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該照明を交換し、正常な状態に復旧した。<br>なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。             | 2025/2/7   |     |
| 9   | 侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。<br>なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。 | 2025/2/20  |     |
| 10  | 侵入検知器の遠隔による動作チェックが正常に終了しないことを確認した。<br>侵入検知機能は維持。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。                     | 2025/2/22  |     |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年3月31日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。  
[https://www.tepco.co.jp/niigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 3件

| NO. | 不適合事象                                                                                                                                                                                                                                                                      | 発見日       | 備 考    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| 1   | 福島第一原子力発電所にて、公表可能な状態の不適合情報が、一部未公表のままとなっていた案件が確認されたため、柏崎刈羽原子力発電所でも確認を行ったところ、同様に、一部未公表のままとなっている案件があったことを確認した。<br>調査の結果、不適合情報の取扱いに関するマニュアルに則り対応を行っていたが、公表対象の管理方法についての明確な手順書がなく、公表対象の把握が不十分だったことが原因であった。<br>対策として、公表対象の管理方法に関する手順書の作成をするとともに、管理表を用い組織的なチェック体制を強化し、関係者へ周知を実施した。 | 2025/3/13 |        |
| 2   | 侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所の点検・手入れを行い、正常な状態に復旧した。<br>なお、不具合発生期間中の検知機能は代替措置にて維持した。                                                                                                                                                               | 2023/1/11 | NO.1関連 |
| 3   | 当社社員より、入構証を紛失したとの連絡があったことから、当該入構証の無効化措置をした。<br>調査の結果、入構証保管方法の運用が正しく理解されていなかったため、関係者に対して指導を行うとともに、所内に保管管理徹底の注意喚起を行った。<br>なお、後日、当該入構証は発見され、不正使用された形跡も確認されなかった。                                                                                                               | 2023/1/24 | NO.1関連 |

4. 公表区分その他 4件

| NO. | 不適合事象                                                                                         | 発見日        | 備 考       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| 1   | 侵入検知器の遠隔による動作チェックが正常に終了しないことを確認した。<br>侵入検知機能は維持。<br>調査の結果、設備面に異常はなく再現性もなかったことから、一過性の不具合と判断した。 | 2022/12/25 | 区分ⅢNO.1関連 |
| 2   | 監視カメラの映像が映らなくなり、その後短時間で自然復旧したことを確認した。<br>監視機能は維持。<br>調査の結果、設備面に異常は確認できなかったことから、一過性の不具合と判断した。  | 2023/7/7   | 区分ⅢNO.1関連 |
| 3   | 核物質防護検査時、核物質防護上の設備の鍵の管理方法について、マニュアルで明確となっていない運用があるとの指摘を受けた。<br>対策として、マニュアルを改訂し、関係者へ周知した。      | 2024/3/1   | 区分ⅢNO.1関連 |
| 4   | 監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。<br>監視機能は維持。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。       | 2024/4/28  |           |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年4月7日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。  
[https://www.tepco.co.jp/niiigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 5件

| NO. | 不適合事象                                                                                                            | 発見日       | 備 考 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| 1   | 原子力規制庁より、核物質防護対象情報システムを構成する装置の接続状況などが分かるネットワーク構成図について、情報の誤記を指摘された。なお、他の設備資料等で有事の対応は可能であった。ネットワーク構成図を修正し、情報を更新した。 | 2023/12/8 |     |
| 2   | 核物質防護上の扉の認証装置が、正常に動作しないことを確認した。なお、障壁機能は維持。調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。                          | 2024/8/7  |     |
| 3   |                                                                                                                  | 2024/10/3 |     |
| 4   | 監視用設備の異常を確認した。なお監視機能は維持。調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。                                              | 2024/10/8 |     |
| 5   | 監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。なお、監視機能は維持。調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。                             | 2025/2/23 |     |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

(お知らせ)

**7号機 使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による  
運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）**

2025 年 4 月 29 日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025 年 4 月 28 日午後 10 時 25 分頃、7 号機コントロール建屋 2 階中央制御室において、運転員が毎週実施している動作確認の中で、水位・水温を監視する使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※<sup>1</sup>（重大事故等対処設備：以下 S A 設備）の映像が表示されない事象を確認しました。

そのため、同時刻に 7 号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※<sup>2</sup>から逸脱したと判断しました。

使用済燃料プールや原子炉の冷却機能に問題はなく、水位・水温については既存設備で監視ができており、その他の S A 設備でも監視できています。

今後、当該使用済燃料貯蔵プール監視カメラの映像が表示されない原因について調査いたします。

※1：使用済燃料プール監視設備（S A 設備）の一つであり、他にも使用済燃料プールの水位・温度を測定する機器や、放射線モニタなどがある。

※2：保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数や機能を「運転上の制限」として定めており、使用済燃料プール監視設備として、使用済燃料貯蔵プール監視カメラが動作可能であることとしている。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ】**  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

(お知らせ)

7号機 使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による  
運転上の制限の逸脱の訂正について（公表区分Ⅱ）

2025 年 4 月 29 日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025 年 4 月 28 日午後 10 時 25 分頃、7 号機コントロール建屋 2 階中央制御室において、運転員が毎週実施している動作確認の中で、水位・水温を監視する使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※<sup>1</sup>（重大事故等対処設備：以下 S A 設備）の映像が表示されない事象を確認しました。

そのため、同時刻に 7 号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※<sup>2</sup>から逸脱したと判断しました。

使用済燃料プールや原子炉の冷却機能に問題はなく、水位・水温については既存設備で監視ができており、その他の S A 設備でも監視できています。

（2025 年 4 月 29 日お知らせ済み）

調査した結果、表示装置の入力信号の切り替え操作により監視カメラの映像が正常に表示されたことを午前 10 時 30 分頃に確認しました。また、事象発生以降はカメラ映像の録画が正常にできており、設備に故障が無いことも確認しました。

そのため、運転上の制限の逸脱には該当しないものと判断し、訂正をいたします。

今後、当該事象が発生した原因について調査してまいります。

※1：使用済燃料プール監視設備（S A設備）の一つであり、他にも使用済燃料プールの水位・温度を測定する機器や、放射線モニタなどがある。

※2：保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数や機能を「運転上の制限」として定めており、使用済燃料プール監視設備として、使用済燃料貯蔵プール監視カメラが動作可能であることとしている。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ】**  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）



## 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における追加検査の実施に係る通知の受領について

2025 年 4 月 30 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所では、2024 年 11 月から 2025 年 1 月の間に、7 号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能により、保安規定で定める運転上の制限の逸脱となる事象が、4 件発生しました。これにより、当発電所 7 号機における令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果について、「白」<sup>※1</sup>と分類しております。

この結果を受け、本日、原子力規制委員会より、対応区分を「第 1 区分」から「第 2 区分」<sup>※2</sup>に変更することが決定され、追加検査の実施、および改善措置活動に対する計画等の報告を 5 月 30 日までに求める通知を受領しました。

現在、当該の衛星電話は全台使用可能であることを確認しており、また保安規定で定める台数以上に増設するなどの対策を行っております。

当社は、本事象の根本的な原因などを特定し、改善措置活動の計画を取りまとめて報告するとともに、同委員会による追加検査に真摯かつ丁寧に対応し、発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※1 安全実績指標は、追加検査の要否等を判断するために、安全実績指標の値を「緑」「白」「黄」「赤」の 4 段階に分類している。「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は極めて小さいものの、規制の関与の下で改善を図るべき水準。

※2 追加検査に係る対応区分は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて 5 つの区分に分けられる。「第 1 区分」「第 2 区分」の評価基準は以下の通り。

第 1 区分: 全ての安全実績指標が緑であって、かつ、検査指摘事項がない場合または検査指摘事項がある場合においてそのすべての評価が緑のとき。

第 2 区分: 一つの監視領域において白が 1 又は 2 生じている。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所

核物質防護に関する不適合情報

2025年4月21日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。  
[https://www.tepco.co.jp/niigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 2件

| NO. | 不適合事象                                                                                                                                                                                                                                                              | 発見日       | 備 考 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| 1   | 作業員が物品を防護区域内へ搬入するにあたり、刃物類持込の申請が必要な作業用工具を車内に積んでいたが、周辺防護区域境界(車両ゲート)を通過する際、当該作業員は申請書類の提示を失念し、かつ警備員は点検が不十分であり発見することが出来なかった。その後、防護区域境界を通過する際の点検にて警備員が発見した。<br>申請書の提示漏れを防ぐ対策として、警備員は点検をする際「未提示の申請書がないか」といった声掛けを持込者へ行う運用へ変更。また、警備員に対して、細かな対象物を点検する場合は、手元に引き寄せて点検するよう指導した。 | 2025/2/26 |     |
| 2   | 防護区域境界の点検で、警備員がカメラ機能付きの情報端末機器を発見した。<br>調査の結果、周辺防護区域境界で点検した警備員は当該機器を確認していたが、機器背面のカメラレンズの存在に気づかず、また持ち込んだ作業員もカメラ機能付きであると認識していなかった。防護区域境界の点検では、警備員がカメラレンズに気づき持ち込みを制止した。<br>対策として、関係者に対して点検対象物を多面的に確認することを徹底するよう再教育するとともに、周知と注意喚起を行った。                                  | 2025/3/3  |     |

4. 公表区分その他 6件

| NO. | 不適合事象                                                                                                                  | 発見日       | 備 考 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| 1   | 核物質防護上の扉における認証装置が、一部正常に動作しないことを確認した。<br>障壁機能は維持。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。                        | 2024/5/8  |     |
| 2   | IDカードの発行に使用するパソコンが、正常に動作しないことを確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。                                     | 2024/9/7  |     |
| 3   | 監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。<br>監視機能は維持。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。                                | 2025/2/15 |     |
| 4   | 侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。<br>なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。              | 2025/3/1  |     |
| 5   | 協力企業より、車両通行証を紛失したとの連絡があったことから、当該通行証の無効化措置をした。<br>また、当該通行証を申請した企業に指導を行うとともに、関係者に保管管理徹底の注意喚起を行った。なお、当該通行証の不正使用は確認されていない。 | 2025/2/21 |     |
| 6   | 侵入検知器の機能の一部が、正常に動作しなくなり、その後自然復旧したことを確認した。<br>侵入検知機能は維持。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。                 | 2025/3/29 |     |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年4月28日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。  
核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。  
[https://www.tepco.co.jp/niiigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 1件

| NO. | 不適合事象                                                                                                                   | 発見日       | 備 考 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| 1   | 侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。<br>調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。<br>なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。 | 2025/3/14 |     |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

**区分：Ⅲ**

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                               |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 号機            | 1 号機                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                               |
| 件名            | 非常用ディーゼル発電機（A）潤滑油加熱器の不具合について                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                               |
| 不適合の概要        | <p>2025 年 5 月 10 日、午後 1 時 33 分頃、1 号機で地絡を示す警報が発生しました。調査の結果、原子炉建屋地下 1 階（非管理区域）にある非常用ディーゼル発電機（A）の潤滑油加熱器※において、絶縁抵抗の不良を確認したことから、当該潤滑油加熱器の電源を停止しました。</p> <p>なお、今回の事象による外部への放射能の影響はありません。</p> <p>※ 非常用ディーゼル発電機の潤滑油の温度を一定の範囲内に保つため、潤滑油の温度が下がった際に温めるための設備。潤滑油タンクからディーゼル発電機へ潤滑油が送られる途中に設置しているもの。</p> |                                                                                                                                               |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p>＜安全上の重要度＞</p> <p>安全上重要な機器等   ／   ○その他○</p>                                                                                                                                                                                                                                              | <p>＜損傷の程度＞</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況          | 今後、原因の調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                               |

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る  
対応に関する報告について

2025 年 5 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機においては、保安規定で定める運転上の制限からの逸脱となる事象が 4 件発生した※ことにより、4 月 30 日の原子力規制委員会にて、対応区分を「第 1 区分」から「第 2 区分」に変更することが決定され、追加検査の実施、および改善措置活動に対する計画等の報告を 5 月 30 日までに求める通知を受領しております。  
([2025 年 4 月 30 日お知らせ済](#))

当社は、本件の直接原因や背後要因の分析結果、改善措置活動の計画等を取りまとめ、本日、同委員会に報告いたしました。

当社は今後、同委員会による追加検査に真摯かつ丁寧に対応し、発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※2024 年 11 月から 2025 年 1 月の間に、7 号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能により、保安規定で定める運転上の制限からの逸脱となる事象が 4 件発生し、令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果について、「白」と分類している。

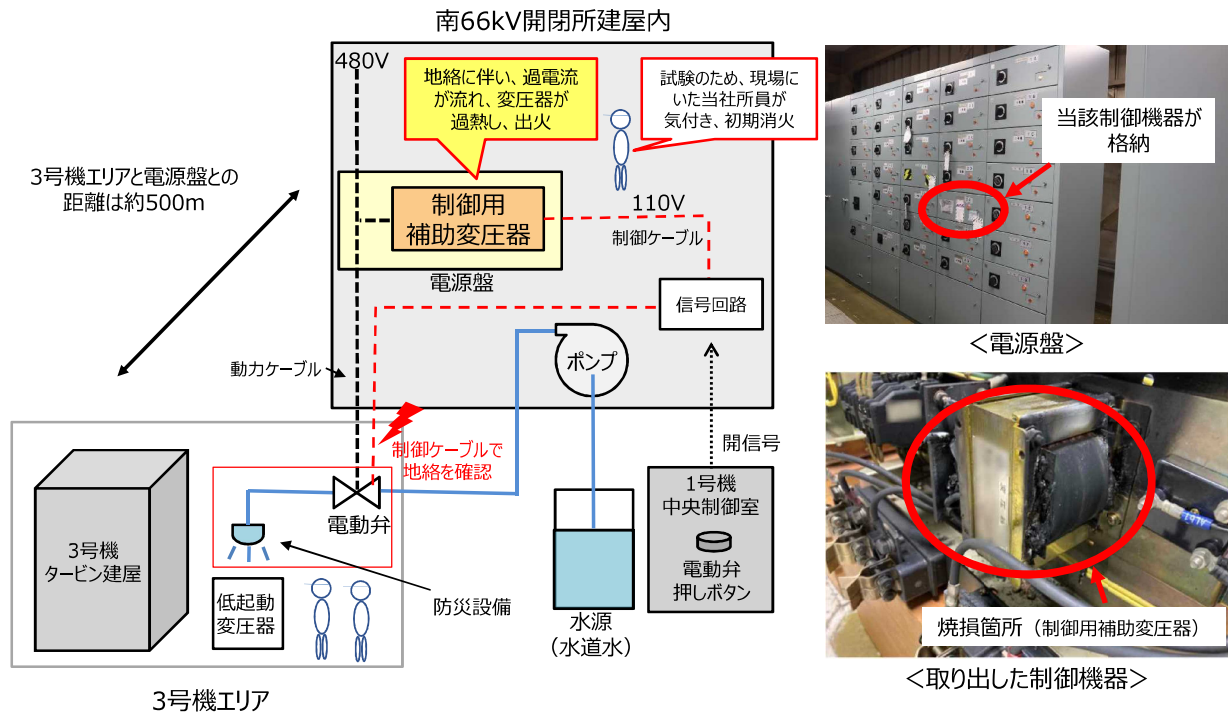
【添付資料】

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応について(概要)

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

- 低起動変圧器の防災設備の定例試験を実施中に制御用補助変圧器からの火災が発生
- 調査の結果、制御ケーブルで地絡が発生し、当該変圧器に過電流が流れ、過熱・出火したものと推定

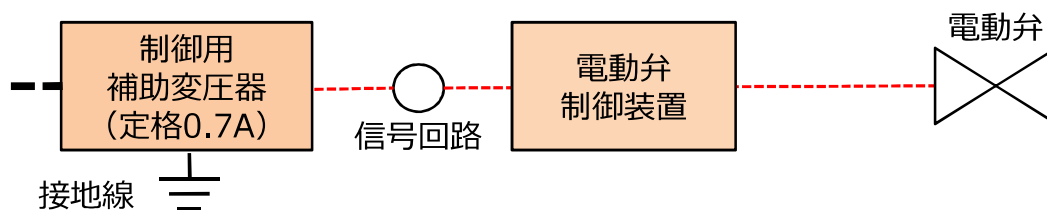


1

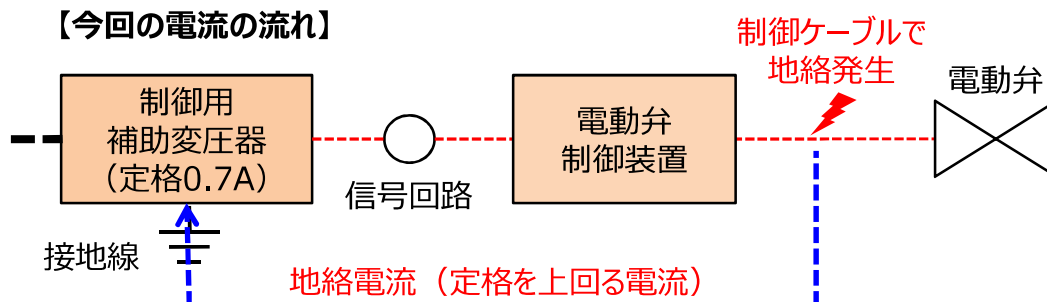
## （参考）地絡電流による変圧器火災のメカニズム（イメージ）

- 制御ケーブルで地絡が発生し、接地線を介して回路が形成。制御用補助変圧器（定格0.7A）に地絡電流（定格を上回る電流）が流れ、過熱・出火したものと推定

### 【正常時の電流の流れ】



### 【今回の電流の流れ】

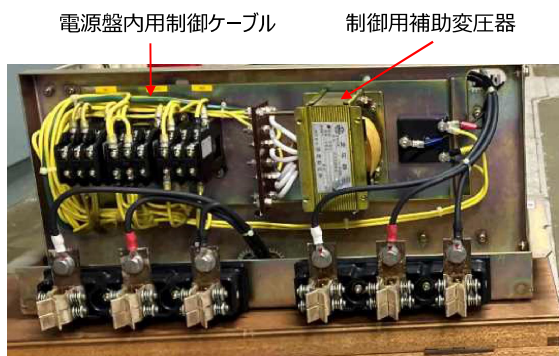


2

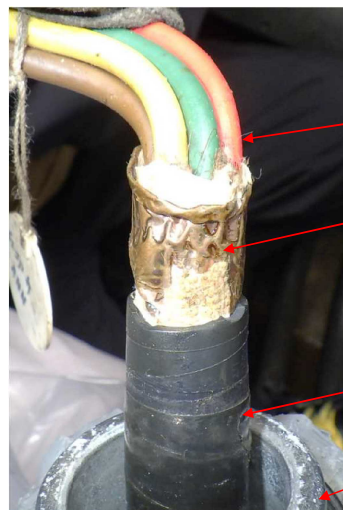
## (参考) 各設備の点検状況について

- 発電所では、適宜、保全結果に関する有効性を評価しており、劣化メカニズム※を踏まえ、設備毎に周期を定めて点検を実施
- 変圧器とケーブルについても、劣化メカニズムを踏まえ、定期的に絶縁抵抗測定等を実施
- なお、制御用補助変圧器は空調設備がある建屋内に設置、制御ケーブルは、建屋内から電線管を通して地下トンネルに敷設されており、隣接した制御用補助変圧器や同様の制御ケーブルに劣化兆候が無いことを確認

※劣化メカニズム：使用頻度や環境要因（温度変化、湿度、機械的ストレス）などによって材料が変形し、品質や性能が低下する兆候



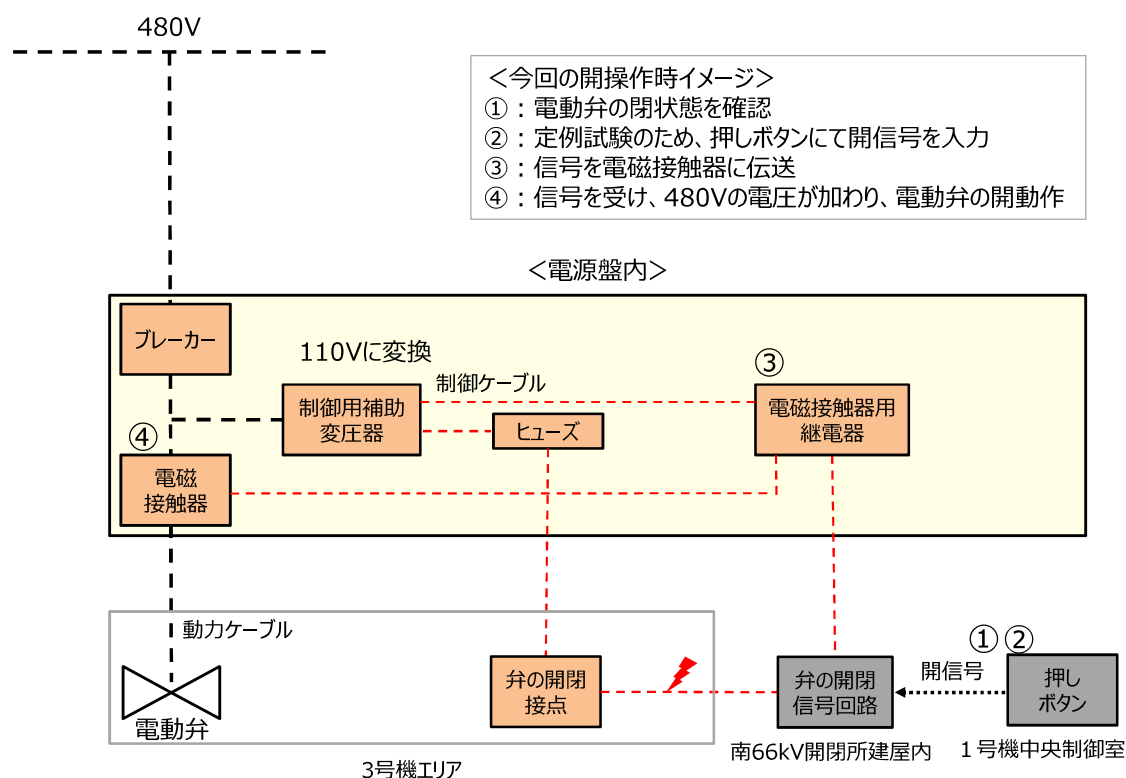
<隣接した制御機器の状況>



<電動弁側に繋がる制御ケーブル>

3

## (参考) 電源盤内のイメージ



4



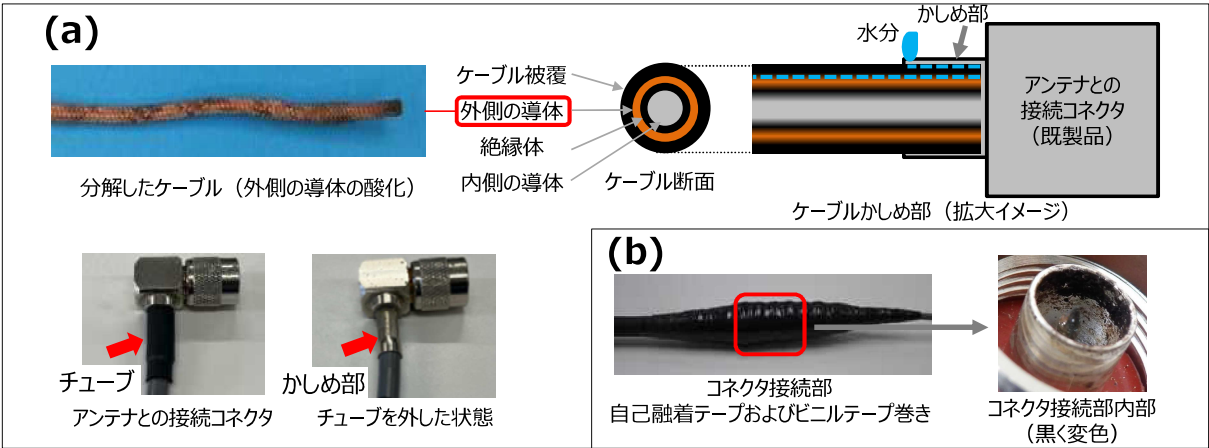
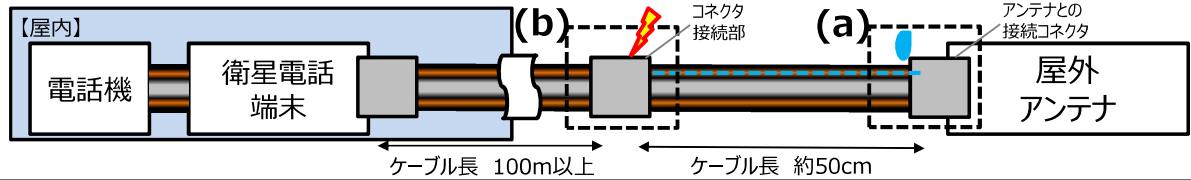
- 調査結果は下表の通り（下線箇所）
- ✓ 屋外アンテナNo.1、No.5に関わる電子部品（集積回路）が年間を通した気温差により劣化が加速したことによる不具合と推定
  - ✓ コネクタ接続部内部で水分によるショートが発生したものと推定

| 発生日        | 設置場所         | 不具合機器                    | 調査結果                                                                                                  |
|------------|--------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024/11/21 | 緊急時<br>対策所   | 衛星電話端末No.1<br>屋外アンテナNo.1 | ・端末は再現性なく、一過性と推定<br>・屋外アンテナの送信機能に関わる電子部品<br><u>（集積回路）が年間を通した気温差により劣化が<br/>加速したことによる不具合と推定</u>         |
| 2025/1/14  |              | 衛星電話端末No.2               | ・再現性なく、一過性と推定                                                                                         |
| 2025/1/27  |              | 屋外アンテナNo.5               | ・屋外アンテナの受信機能に関わる電子部品<br><u>（集積回路）が年間を通した気温差により劣化が<br/>加速したことによる不具合と推定</u>                             |
| 2025/1/31  | 7号機<br>中央制御室 | コネクタ                     | ・屋外アンテナ増設済、既設衛星電話端末と屋外<br>アンテナを新品に交換済（3/13）<br>・当社研究所の調査にて、 <u>コネクタ接続部内部で<br/>水分によるショートが発生したものと推定</u> |

1

コネクタでの水分浸入までの流れ

- 屋外アンテナ用ケーブルを分解したところ、外側の導体が酸化していることを確認  
調査の結果、アンテナとの接続コネクタのケーブルかしめ部※から、水分がケーブル内に浸入-(a)
- 浸入した水分がケーブル内部を伝い、コネクタ接続部内部に到達したことで、ショートし黒く変色したものと推定-(b)
- なお、アンテナとの接続コネクタは既製品であり、かしめ部とチューブにより浸水防止が図られている
- ※かしめ部：ケーブルとコネクタを接続する箇所



2



調査結果を踏まえた対策

|                           | 変更前                                                                                                                  | 変更後                                                                                                                                            |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①アンテナの不具合対策               | 更新周期は、点検による状態確認の結果により定めることとしていた                                                                                      | 設置してから4年程度で故障に至った今回の実績を踏まえて、設備更新周期を4年に設定                                                                                                       |
| ②コネクタの不具合対策               | アンテナとの接続コネクタのケーブルかしめ部のチューブで防水                                                                                        | アンテナとの接続コネクタのケーブルかしめ部のチューブの上から自己融着テープを巻き水分の浸入防止を強化                                                                                             |
| ③LCO逸脱の未然防止<br><b>実施済</b> | 保安規定で定める台数を設置<br><br>例.<br><div><div>緊急時対策所</div><div>保安規定対象（5台要求）<br/>No.1 ~ No.5<br/>電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ</div></div> | 保安規定で定める台数以上に設備を増設<br><br><div><div>緊急時対策所</div><div>保安規定対象（5台要求）<br/>No.1 ~ No.5<br/>電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ<br/>No.6 電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ</div></div> |

3

参考. 現在の対策状況

|                                                                                                                                       |                                                                                                                        |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ○ 7号機中央制御室の屋外アンテナ増設済（3月13日）<br>○ 7号機中央制御室の既設衛星電話端末と屋外アンテナを新品に交換済（3月13日）                                                               |                                                                                                                        |                   |
| <div><div>緊急時対策所</div><div>保安規定対象（5台要求）<br/>No.1 ~ No.5<br/>電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ<br/>No.6 電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ</div></div>                  | <div><div>7号機中央制御室</div><div>保安規定対象（1台要求）<br/>No.1 電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ<br/>電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ</div></div>                 | 赤字：増設<br>青字：新品に交換 |
| <div><div>緊急時対策所</div><div>【検討中】設備増設<br/>保安規定対象（5台要求）<br/>No.1 ~ No.6 電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ<br/>No.7 ~ No.9 電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ</div></div> | <div><div>7号機中央制御室</div><div>【実施中】ケーブル布設<br/>保安規定対象（1台要求）<br/>No.1 電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ<br/>電話機 衛星電話端末 屋外アンテナ</div></div> |                   |

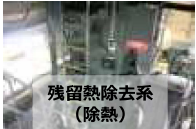
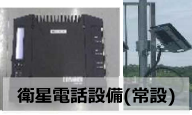
4

## 1. 安全対策設備について

資料③

2025年4月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

- 2013年7月に施行された新規制基準では、地震・津波などに対する従来の基準が大幅に強化され、これまで事業者が自主的に実施してきた「重大事故対策」「テロ対策」も規制の対象となった
- 発電所内の安全対策設備には、新規制基準が施行される前から設置している「**既存設備**」と、施行後に新たに設置した「**SA設備（重大事故等対処設備）**」の2種類がある
- 原子炉施設で異常が発生した際には、まずは「既存設備」にて収束へ向けた対応を行い、既存設備が機能しなかった場合に「SA設備」を使用する流れとなる

|       | 既存設備                                                                                            |                                                                                               | SA設備                                                                                              |                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電源    |  外部電源          |  非常用ディーゼル発電機 |  空冷式ガスタービン発電機車  |  電源車         |
| 注水・除熱 |  非常用炉心冷却系（注水）  |  残留熱除去系（除熱）  |  消防車（注水）        |  代替熱交換器車（除熱） |
| 通信機器  |  PHS           |  FAX         |  衛星電話設備（常設）     |  IP-FAX      |
| 測定機器  |  常設型モニタリングポスト |                                                                                               |  可搬型モニタリングポスト |                                                                                                 |

## 2. 保安規定について

- 「保安規定」とは、事業者自らが定める規定であり、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項や、従業員の保安教育の実施方針など、原子力発電所の保安のために必要な基本的な事項が記載されているもので、事業者はこれを遵守する必要がある
- 保安規定は「保安管理体制」、「運転管理」、「放射線管理」、「燃料管理」等の各章で構成されており、各章において当該分野に係る条項が規定されている
- このうち「運転管理」に関する項目の中で、安全上重要な既存設備ならびにSA設備に対して、「運転上の制限（LCO）」が設定されている

### 保安規定

※内容は一例

#### 保安管理体制

- 発電所の組織体制
- 原子炉主任技術者や電気主任技術者の選任

#### 放射線管理

- 管理区域への出入管理
- 放射線計測器類の管理

#### 運転管理

- 自然災害発生への備え
- **運転上の制限（LCO）**

#### 燃料管理

- 燃料移動手順
- 使用済み燃料の貯蔵・運搬



※プラント状態（運転や停止等）に応じて求められる運用や台数が規定

### 3. 運転上の制限（LCO）について（1/2）

- 既存の設備とSA設備の運用・維持管理にあたっては、巡視点検や定例試験が求められ、定期的に不具合等がないかを確認している
- 安全上重要な既存設備ならびにSA設備については、不具合が発生し、保安規定で求めている事項を満たさないと判断した場合には、保安規定の運転管理に関する項目で定めている、「運転上の制限からの逸脱（＝LCO逸脱）」を宣言し、通報公表基準に則った対応を実施
- 例えば、既存の設備が正常に動作するとしても、SA設備の一部に不具合が発生し、保安規定で求めている事項を満たさないと判断した場合は、LCO逸脱となる

<LCOの要求例※1> ※1：7号機が運転中の場合

| 緊急時対応                              | 使用する設備                                                          |                                                                    |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|                                    | 既存設備                                                            | SA設備                                                               |
| 地震や異常気象などにより外部電源が失われた際に、発電所内の電力を供給 | <非常用ディーゼル発電機><br>LCO：3台が動作可能であること                               | <空冷式ガスタービン発電機車><br>LCO：1台が動作可能であること                                |
| 原子炉が停止した後、炉心より発生する崩壊熱を除去・冷却        | <残留熱除去系><br>LCO：3系統が動作可能であること                                   | <熱交換器ユニット+大容量送水車><br>(=代替熱交換器車)<br>LCO：それぞれ1台が動作可能であり、分散配置されていること。 |
| 緊急時対策所から所内外へ連絡                     | <PHS、固定電話機><br>LCO：要求なし                                         | <①衛星電話（常設）②無線（可搬）><br>① LCO：5台が動作可能であること<br>② LCO：29台が動作可能であること    |
| 放射性物質の影響を確認                        | <常設型モニタリングポスト※2><br>LCO：要求なし<br>※2：保安規定で、発電所全体の合計要求数として9台の設置が要求 | <可搬型モニタリングポスト><br>LCO：15台※3が動作可能であること<br>※3：6号機及び7号機の合計要求数。        |

3

### 4. 運転上の制限（LCO）について（2/2）

- 保安規定では、原子炉の安全機能を確保するため、機器の必要台数等を「運転上の制限(LCO)」として定めている
- 原子炉の運転中にLCO逸脱が発生した場合、機器によっては規定の時間内に復旧できないと原子炉を停止する必要があるが、モニタリングポストや通信連絡設備等は原子炉に対して直接的に影響を与えるものではないため、原子炉を停止する必要がない

#### <LCO逸脱の例>

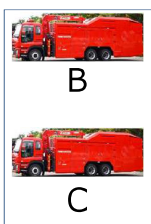
- ①大容量送水車（海水取水用）は、2台かつ分散配置が要求事項。  
予備を含め計3台（A,B,C）を配備

<荒浜側高台>



A

<大湊側高台>



B

C

- ②Aが故障した場合、分散配置が出来ていないため、LCO逸脱

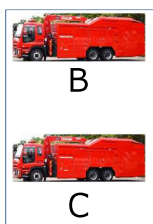
LCO逸脱

<荒浜側高台>



A

<大湊側高台>



B

C

- ③Bを移動させることで、LCO逸脱を解消

移動させることでLCO逸脱を解消

<荒浜側高台>



A

B



B

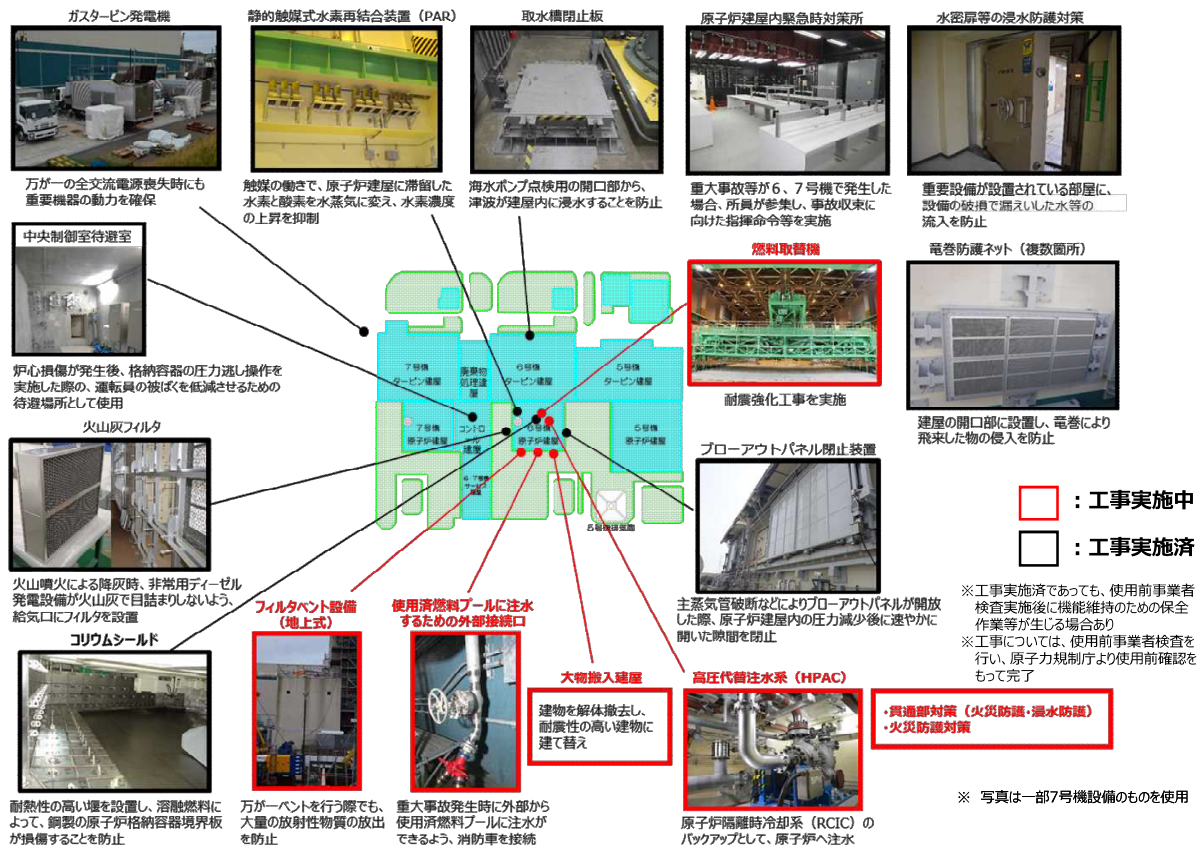
C

4

# 6号機 主要な安全対策工事の進捗状況について

資料④

2025年4月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

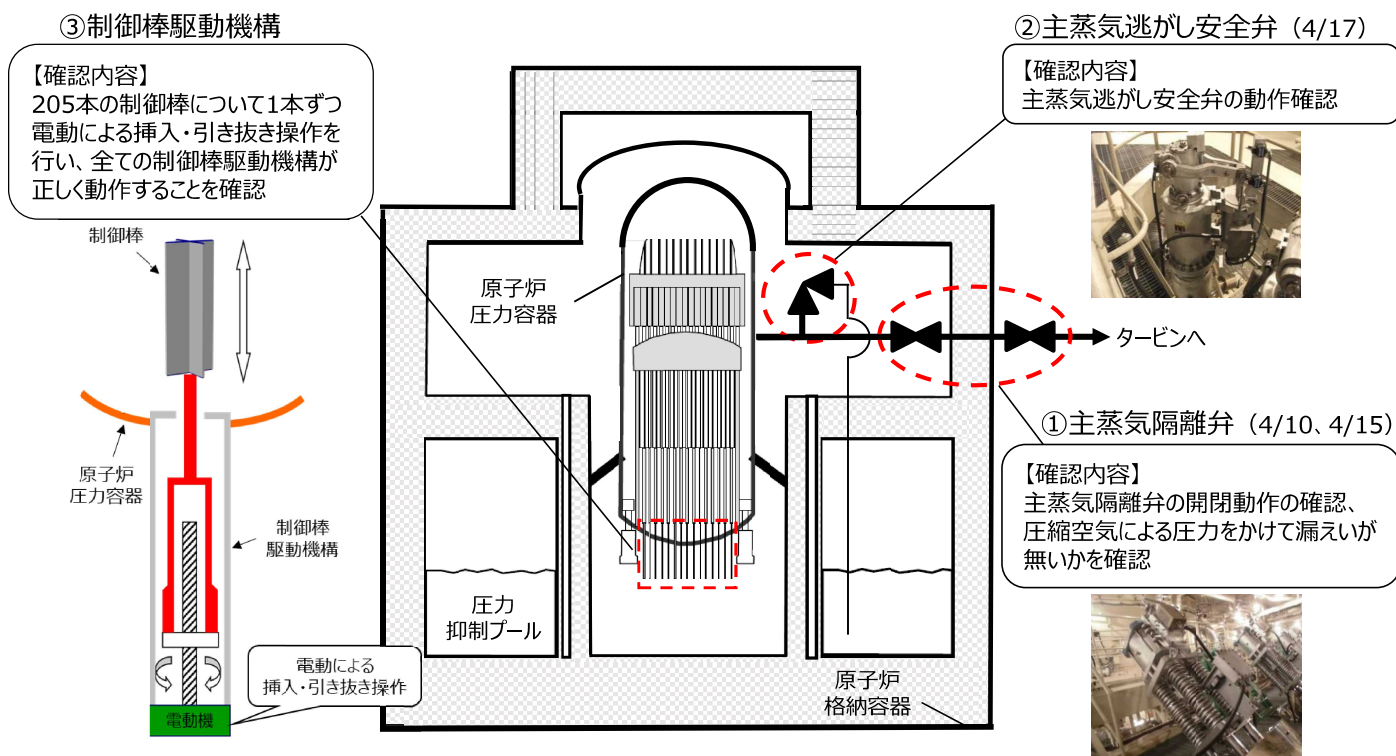


## プレス公表（運転保守状況）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |                                                                                                                              |                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 発生日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年4月1日 |                                                                                                                              |                                     |
| 号機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -         | 件名                                                                                                                           | 南66 kV建屋電源室（非管理区域）での火災の発生について（区分：Ⅰ） |
| <p>【事象の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2025年4月1日午前10時37分頃、当社社員が3号機低起動変圧器防災装置の定例試験を行ったところ、電動弁が作動しないため、電源盤を確認したところ、炎と煙を確認したことから、初期消火を行い、炎と煙は収まっております。</li><li>・その後、午後1時35分に公設消防による現場確認の結果、火災と判断されました。</li></ul> <p style="text-align: right;">（2025年4月1日にお知らせ済み）</p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査の結果、火災が発生した制御用補助変圧器と防災装置の電動弁との間をつなぐ制御ケーブルに地絡が発生。接地線を介して回路が形成され制御用補助変圧器（定格0.7A）に地絡電流（変圧器定格を上回る電流）が流れて、過熱したものと推定している。</li><li>・詳細については原因調査中。</li></ul> |           |                                                                                                                              |                                     |
| ①                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |                                                                                                                              |                                     |
|  <p>当該制御機器が格納</p> <p>&lt;電源盤&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |  <p>焼損箇所（変圧器）</p> <p>&lt;取り出した制御機器&gt;</p> |                                     |



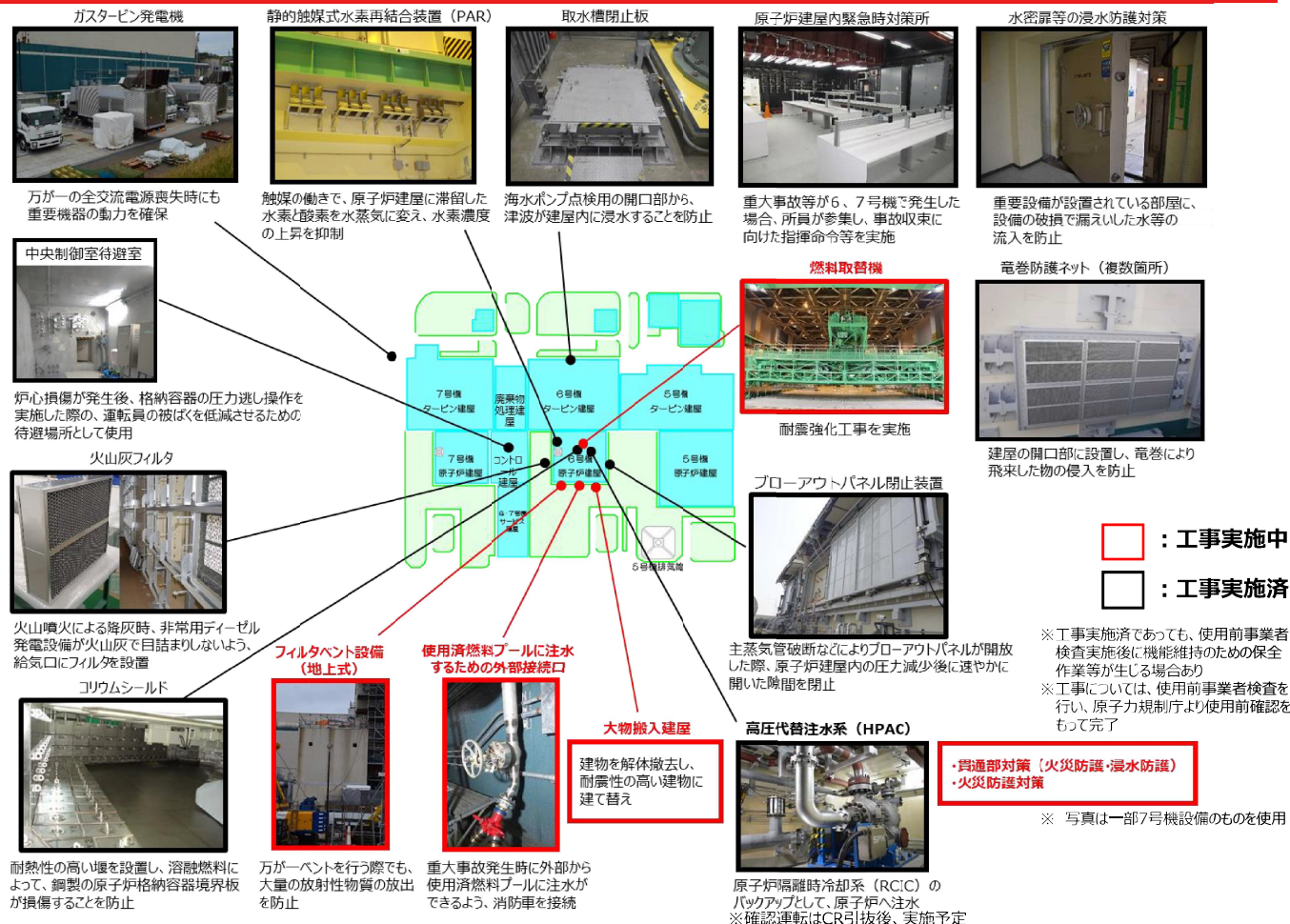
- 主蒸気隔離弁は4月10日に弁の全開・全閉の動作確認、4月15日に漏えいが無いことを確認
- 主蒸気逃がし安全弁は、4月17日に動作確認を実施
- 今後、準備が整い次第、制御棒駆動機構の健全性確認を実施予定



# 6号機 主要な安全対策工事の進捗状況について

資料2

2025年4月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所



## 低レベル放射性廃棄物の輸送終了について

2025 年 4 月 24 日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

当社は、2025 年 3 月 28 日にお知らせしました「2025 年度使用済燃料等の輸送計画について」の通り、柏崎刈羽原子力発電所から低レベル放射性廃棄物の輸送を行っていましたが、下記の通り終了しましたので、お知らせいたします。

## 記

1. 輸 送 終 了 日      2025 年 4 月 24 日（木）
2. 輸 送 数 量      ドラム缶 1,800 本  
                         (LLW-2 型輸送容器 225 個)
3. 搬出先施設名      日本原燃株式会社   低レベル放射性廃棄物埋設センター
4. 輸 送 船 名      青栄丸

以 上



< 参考：輸送行程 >

(1) 柏崎刈羽原子力発電所専用港

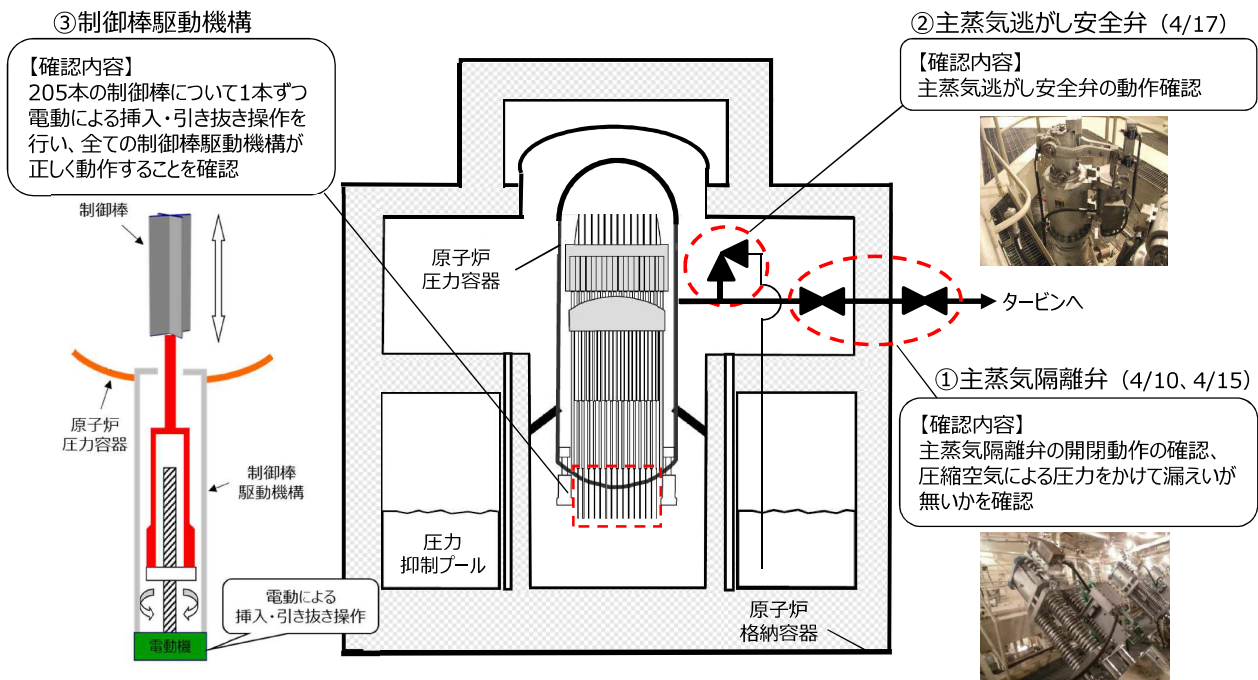
|           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 輸送船入港時刻   | 4月14日（月） | 7 時 15 分  |
| 輸送容器荷役開始日 | 4月14日（月） |           |
| 輸送容器荷役終了日 | 4月20日（日） |           |
| 輸送船出港時刻   | 4月20日（日） | 17 時 00 分 |

(2) むつ小川原港、低レベル放射性廃棄物埋設センター

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 輸送船入港時刻   | 4月22日（火） | 8 時 25 分 |
| 輸送容器荷役開始日 | 4月22日（火） |          |
| 陸送開始日     | 4月22日（火） |          |
| 輸送容器荷役終了日 | 4月24日（木） |          |
| 陸送終了日     | 4月24日（木） |          |

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

- 5月7日より制御棒駆動機構の健全性確認を開始。健全性確認にあたっては、ダブルブレードガイドを使用し、制御棒の挿入・引き抜き操作を実施

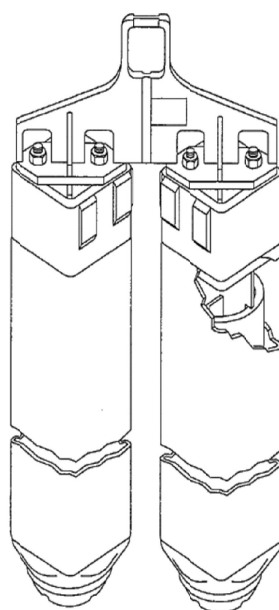


1

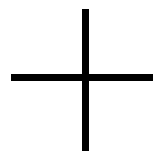
## 【参考】ダブルブレードガイドについて

- 燃料が無い状態で制御棒を挿入すると、制御棒が転倒してしまうため、燃料集合体を模倣したダブルブレードガイドを挿入し、制御棒の転倒防止を行う

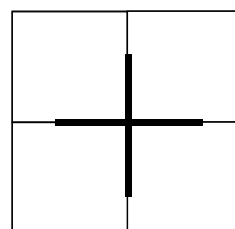
＜上部からの俯瞰イメージ＞



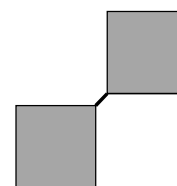
＜ダブルブレードガイド＞



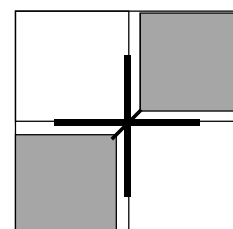
＜制御棒＞



燃料等が無い状態で  
制御棒を挿入すると  
制御棒に支えがない



＜ダブルブレードガイド＞

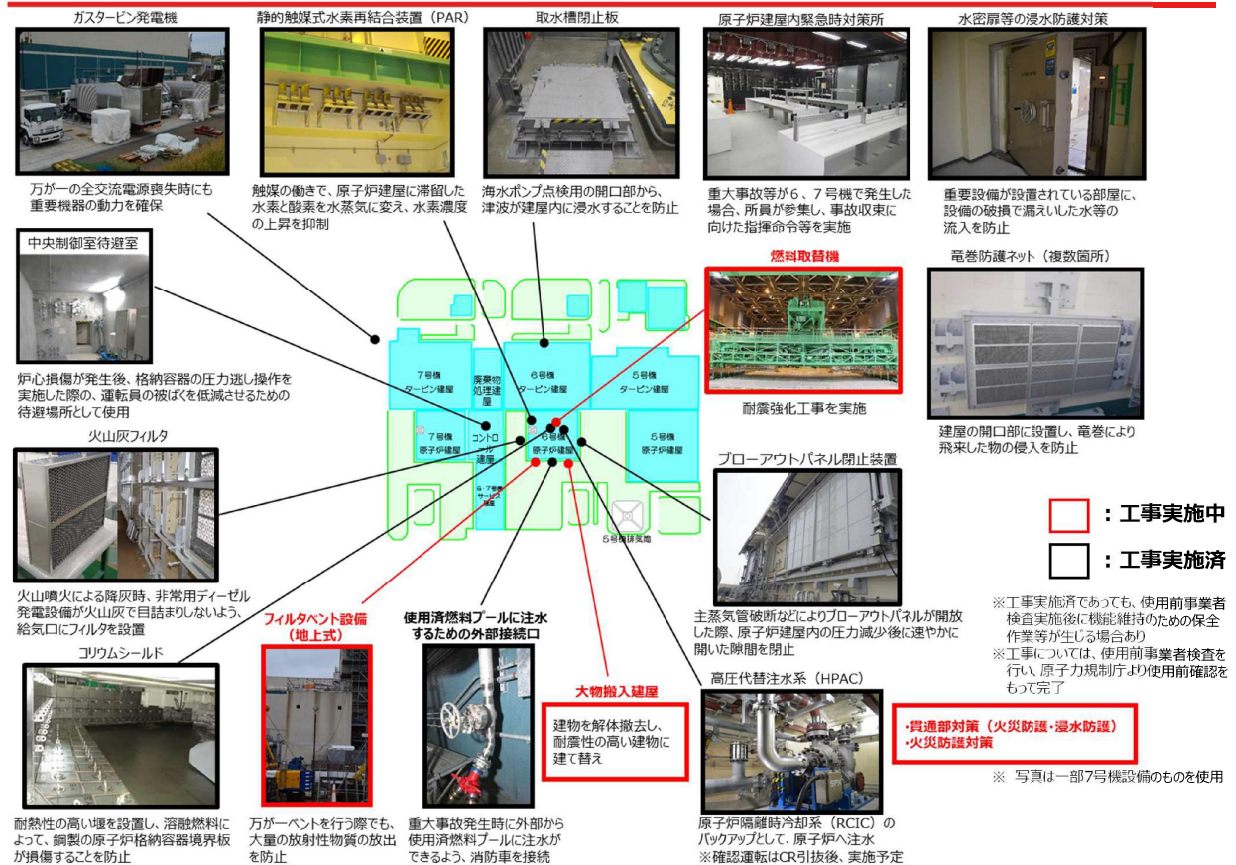


対角2箇所にダブルブレード  
ガイドを挿入することで、  
下から挿入される制御棒を  
支え、転倒防止を図る

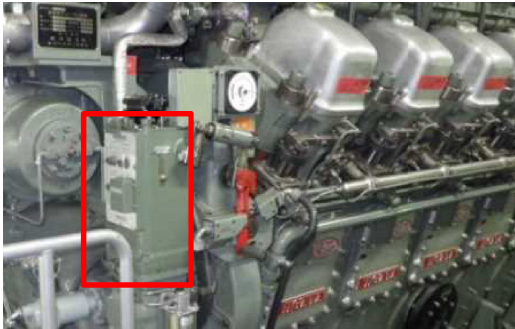
# 6号機 主要な安全対策工事の進捗状況について

資料2

2025年5月8日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所



プレス公表（運転保守状況）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |            |    |                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 発生日 | 2025年4月16日 |    |                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 号機  | 6          | 件名 | 非常用ディーゼル発電機（C）の自動停止について                                                            |
| <p>【事象の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2025年4月15日、午前11時8分頃、原子炉建屋1階（非管理区域）において、非常用ディーゼル発電機（C）の24時間確認運転を終え、停止操作へ入る前に、発電機の出力が下がり保護装置が作動したことから、発電機が自動停止しました。</li><li>なお、今回の事象による外部への放射能の影響はありません。</li><li>非常用ディーゼル発電機は、安全上重要な機器に該当しますが、現時点において保安規定に基づく機能要求台数は、他の2台（A、B）にて満足しています。</li></ul> <p style="text-align: right;">（2025年4月16日にお知らせ済み）</p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>停止に至った要因と推定されるガバナ※を交換したうえで、4月29日より24時間確認運転を実施し、不具合がないことを確認しました。</li><li>そのため、4月30日より待機状態に戻しております。</li><li>今後、交換したガバナを調査してまいります。</li></ul> <p>※ディーゼル機関の回転速度を一定に保つための調速機</p> |     |            |    |                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |            |    |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |            |    | 非常用ディーゼル発電機（赤枠がガバナ）                                                                |

プレス公表（運転保守状況）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |            |    |                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|----|----------------------------|
| ②                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 発生日 | 2025年4月16日 |    |                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 号機  | 6          | 件名 | タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について |
| <p>【事象の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2025年4月15日午後2時00頃、タービン建屋地下2階トレンチ内エリアにおいて、足場の撤去作業に従事していた協力企業作業員が、パイプの受け渡しの際に、パイプ先端が右手人差し指に当たり負傷しました。そのため、業務車にて医療機関へ搬送しました。</li><li>なお、本人の意識はあり、身体汚染もありません。</li></ul> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>病院で診察の結果、「右示指（人差し指）挫創」と診断されました。</li><li>今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</li></ul> <p style="text-align: right;">（2025年4月16日にお知らせ済み）</p> |     |            |    |                            |

(お知らせ)

## 小千谷市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について

2025 年 4 月 11 日

東京電力ホールディングス株式会社  
新潟本社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所において、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、様々な安全対策を講じております。また、事故への対応力強化のために各種訓練を繰り返し実施するなど、ハード・ソフトの両面から発電所の安全性向上に取り組んでおります。

このたび、地域の皆さまと直接お会いしてご意見を拝聴するとともに、発電所の目指す姿を含め、これまでの発電所における安全性向上の取り組み状況について一人でも多くの方々に説明し、皆さまのご不安や疑問にお答えすることを目的として、以下の通り「東京電力コミュニケーションブース」を開催いたします。

また、これまでに頂戴したご意見を踏まえ、実際に発電所における安全性向上の取り組み状況について、構内をご見学いただけるよう今回のコミュニケーションブースの会場発着によるバスツアーも同時に開催いたします。

引き続き頂戴した貴重なご意見については、今後の発電所運営に活かしてまいります。

### <小千谷市>

- ・期間：2025 年 4 月 26 日（土）・4 月 27 日（日）
- ・時間：10 時 00 分～16 時 00 分
- ・会場：イオン小千谷店／2 階 旧フードコート（小千谷市大字平沢新田字荒田 339）

#### ※見学バスツアーの概要

- ・参加受付：10 時 00 分～12 時 00 分（定員：両日先着 25 名、参加費：無料）

【参加者全員が運転免許証、マイナンバーカードのいずれかをお持ちください】

- ・スケジュール：13 時 00 分 会場（イオン小千谷店）出発  
13 時 50 分 柏崎刈羽原子力発電所サービスホール到着  
（柏崎刈羽原子力発電所構内ご見学）  
15 時 10 分 柏崎刈羽原子力発電所サービスホール出発  
16 時 00 分 会場（イオン小千谷店）到着
- ・その他：詳細については、当社ホームページに掲載いたします添付資料『「東京電力コミュニケーションブース in 小千谷市」ご案内チラシ』をご覧ください。

今後も、新潟県内においてコミュニケーションブースの開催を予定しておりますので、詳細が決定次第、お知らせいたします。

以 上

### 【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社  
新潟本社 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

(お知らせ)

## 五泉市・見附市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について

2025 年 4 月 18 日

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所において、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、様々な安全対策を講じております。また、事故への対応力強化のために各種訓練を繰り返し実施するなど、ハード・ソフトの両面から発電所の安全性向上に取り組んでおります。

このたび、地域の皆さまと直接お会いしてご意見を拝聴するとともに、発電所の目指す姿を含め、これまでの発電所における安全性向上の取り組み状況について一人でも多くの方々に説明し、皆さまのご不安や疑問にお答えすることを目的として、以下の通り「東京電力コミュニケーションブース」を開催いたします。

頂戴した貴重なご意見については、今後の発電所運営に活かしてまいります。

### <五泉市>

- ・期間：2025 年 5 月 10 日（土）・5 月 11 日（日）
- ・時間：10 時 00 分～16 時 00 分
- ・会場：ラポルテ五泉／「ガレリア」（五泉市赤海 863 番地）

### <見附市>

- ・期間：2025 年 5 月 17 日（土）・5 月 18 日（日）
- ・時間：9 時 00 分～16 時 00 分
- ・会場：道の駅パティオにいがた／ウッドデッキ（見附市今町 1 丁目 3358 番地）

今後も、新潟県内においてコミュニケーションブースの開催を予定しておりますので、詳細が決定次第、お知らせいたします。

以 上

### 【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

新潟本社 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

(お知らせ)

## 上越市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について

2025 年 5 月 7 日

東京電力ホールディングス株式会社  
新潟本社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所において、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、様々な安全対策を講じております。また、事故への対応力強化のために各種訓練を繰り返し実施するなど、ハード・ソフトの両面から発電所の安全性向上に取り組んでおります。

このたび、地域の皆さまと直接お会いしてご意見を拝聴するとともに、発電所の目指す姿を含め、これまでの発電所における安全性向上の取り組み状況について一人でも多くの方々に説明し、皆さまのご不安や疑問にお答えすることを目的として、以下の通り「東京電力コミュニケーションブース」を開催いたします。

また、これまでに頂戴したご意見を踏まえ、実際に発電所における安全性向上の取り組み状況について、構内をご見学いただけるよう今回のコミュニケーションブースでは会場発着によるバスツアーも同時に開催いたします。

引き続き頂戴した貴重なご意見については、今後の発電所運営に活かしてまいります。

### <上越市>

- ・期間：2025 年 5 月 24 日（土）・5 月 25 日（日）
- ・時間：10 時 00 分～16 時 00 分
- ・会場：かきざきドーム／ミーティングルーム（上越市柿崎区法音寺 730 番地 1）

#### ※見学バスツアーの概要

- ・参加受付：10 時 00 分～12 時 00 分（定員：両日先着 25 名、参加費：無料）

【参加者全員が運転免許証、マイナンバーカードのいずれかをお持ちください】

- ・スケジュール：13 時 00 分 会場（かきざきドーム）出発  
13 時 50 分 柏崎刈羽原子力発電所サービスホール到着  
（柏崎刈羽原子力発電所構内ご見学）  
15 時 10 分 柏崎刈羽原子力発電所サービスホール出発  
16 時 00 分 会場（かきざきドーム）到着
- ・その他：詳細については、当社ホームページに掲載いたします添付資料『「東京電力コミュニケーションブース in 上越市」ご案内チラシ』をご覧ください。

今後も、新潟県内においてコミュニケーションブースの開催を予定しておりますので、詳細が決定次第、お知らせいたします。

以 上

#### 【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社  
新潟本社 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）



# 柏崎刈羽原子力発電所に関する コミュニケーション活動等の取り組み

2025年5月14日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

- ◆ 首都圏の経済団体の皆さま※に発電所をご視察いただき、消費地の立場から、発電所の安全対策への評価や再稼働へのご期待のお言葉などを頂戴しました。
- ◆ 電気事業者として、引き続き、発電所の安全対策や原子力の必要性についてご理解をいただけるよう、様々な取り組みを進めてまいります。

※経済団体連合会（2024年11月21日）、経済同友会(2025年3月22日)、東京商工会議所(2025年4月9日)

## <主なご発言>

経済団体連合会 十倉会長（住友化学株式会社 代表取締役会長）

- ・ 安全文化の醸成含め、二重三重の安全対策の取り組みを評価する。地元理解のもと、早期再稼働を大いに期待する。

経済同友会 新浪代表幹事（サントリーHD株式会社 代表取締役会長）

- ・ 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、想定される問題についてあらゆる対応がなされてることに、驚きと敬意を表したい。

東京商工会議所 小林会頭（三菱商事株式会社 相談役）

- ・ あらゆる安全対策を多重に実施している姿に感銘を受けた。また、発電所全体に明るさや活気を感じた。
- ・ 関東圏の電力の安定供給を支えてくれた立地地域の皆さまへ感謝する。

## <ご視察の様子>



訓練の様子をご視察する経済団体連合会の皆さま



発電所の安全対策をご視察する東京商工会議所の皆さま



中央制御室をご視察する経済同友会の皆さま

## 「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月22日に4号機が完了し、2021年2月28日に3号機が完了しました。2号機燃料デブリの試験的取り出しは、2024年9月10日より着手し、中長期ロードマップにおけるマイルストーンのうち「初号機の燃料デブリ取り出しの開始」を達成しました。

引き続き、1、2号機の燃料取り出し、1、3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。

(注1)事故により溶け落ちた燃料

＜中長期ロードマップにおけるマイルストーン＞

|       |          |               |
|-------|----------|---------------|
| 1～6号機 | 燃料取り出し完了 | 2031年内        |
| 1号機   | 燃料取り出し開始 | 2027年度～2028年度 |
| 2号機   | 燃料取り出し開始 | 2024年度～2026年度 |



## 处理水对策

## 多核種除去設備等処理水の処分について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、安全に関する基準等を遵守し、人および周辺環境、農林水産品の安全を確保してまいります。また、風評影響を最大限抑制するべく、強化したモニタリングの実施、第三者による客観性・透明性の確保、IAEAによる安全性確認などに継続的に取り組むとともに、正確な情報を透明性高く、発信していきます。



**汚染水対策 ～3つの取組～**

(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取組

①汚染源を「取り除く」 ②汚染源に水を「近づけない」 ③汚染水を「漏らさない」

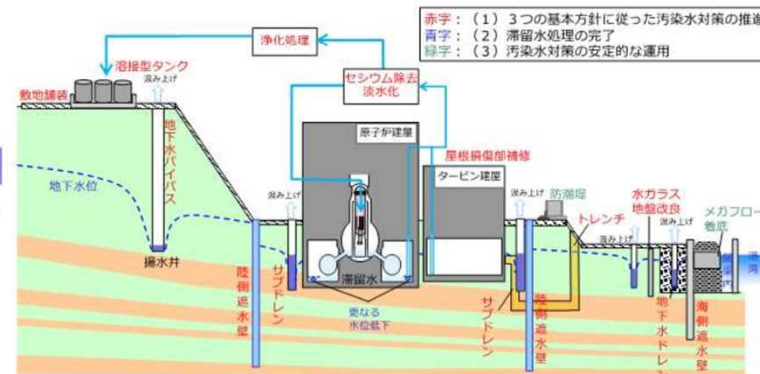
- 多核種除去設備以外で処理したストロンチウム処理水は、多核種除去設備での処理を行い、多核種型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サフトレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の損傷箇所の補修や構内のフェーシング等により、汚染水発生量は抑制傾向で、対策前の約540m<sup>3</sup>/日（2014年5月）から約70m<sup>3</sup>/日（2024年度）まで低減し、2023年度に達成した平均的な降雨に対して、2025年内に100m<sup>3</sup>/日以下に抑制し、2024年度においても維持していることを確認しました。
- 汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、2028年度までに約50～70m<sup>3</sup>/日に抑制することを目指します。

## （２）滞留水処理の完了に向けた取組

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させるため、滞留水移送装置を追設する工事を進めております。
- 2020年に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滞留水処理が完了しました。
- ガストの影響確認を行いながら、滞留水的水位低下を図り、2023年3月に各建屋における目標水位に到達し、1～3号機原子炉建屋について、「震災～2024年度に、原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減」を達成しました。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下部分に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土壌等について、線量低減策および安定化に向けた検討を進めています。

### （３）汚染水対策の安定的な運用に向けた取組

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策を実施し、防潮堤設置工事が完了しました。また、豪雨対策として、土嚢設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。



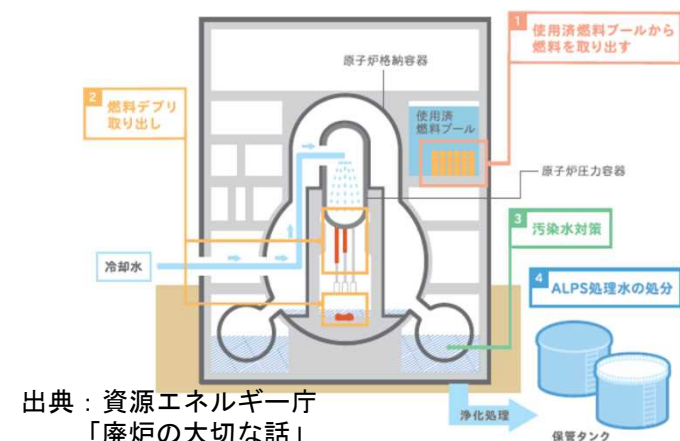
赤字：(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進  
青字：(2) 滞留水処理の完了  
緑字：(3) 汚染水対策の安定的な運用

「福島第一原子力発電所は、今」  
～あの日から、明日へ  
(3/7更新)  
【廃炉作業の最新動画】

[https://www.tepco.co.jp/library/movie/detail-j.html?catid=61709&video\\_uuid=15520](https://www.tepco.co.jp/library/movie/detail-j.html?catid=61709&video_uuid=15520)



QRコード



出典：資源エネルギー庁  
「廃炉の大切な話」



## 取組の状況

- ◆ 1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月安定的に推移しています。  
また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。

### 2号機 燃料デブリ試験的取り出しの進捗について

燃料デブリのサンプル数を増やし、知見を拡充する観点から、テレスコ式装置による燃料デブリ試験的取り出し作業（2回目）を、2025年4月15日から着手しました。なお、今回の取り出し作業は、テレスコ式装置本体のカメラ（①先端治具監視カメラ、②アーム先端部カメラ）および改良した先端治具の交換を行った上で実施しております。

4月17日に1回目の取り出し場所とは異なる原子炉格納容器の中心付近に位置する開口2から格納容器底部へアクセスできると判断し、開口2底部において燃料デブリを把持するとともに、その周囲の映像撮影に成功しました。

4月23日に燃料デブリを入れた運搬用ボックスをエンクロージャ外へ取り出して建屋内輸送容器へ収納し、2回目の試験的取り出しを完了しております。

現在、構外輸送に向けた準備を進めており、1回目と同様、JAEA大洗原子力工学研究所へ輸送し、分析を行う予定です。今後、1年から1年半程度かけて分析し、燃料デブリ取り出し工法および安全対策や保管方法の検討等に活用していきます。



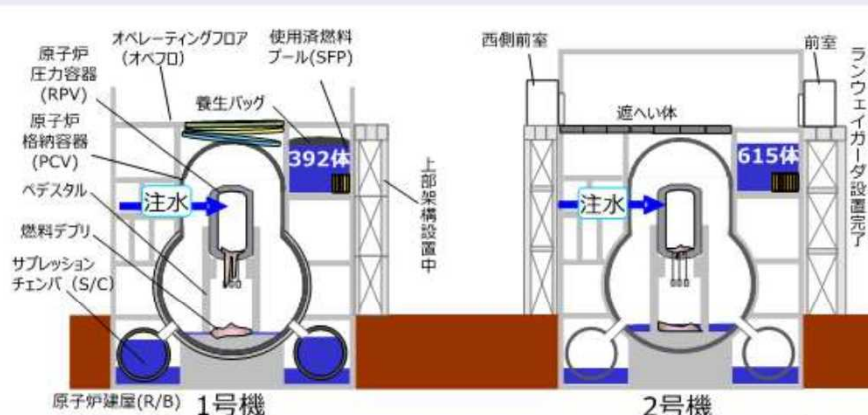
交換したカメラ①②・改良した先端治具



開口2上部の状況



開口2底部で燃料デブリを把持した状態



### 2024年度の汚染水発生量について

建屋屋根の損傷部の補修や構内のフェーシング等による重層的な汚染水対策を進めた結果、汚染水発生量は抑制傾向となっています。

2024年度の降雨量は約940mmと、平年（約1,470mm）より少なく、汚染水発生量の実績は約70m<sup>3</sup>/日でしたが、平均的な降雨量で評価した場合でも約80m<sup>3</sup>/日となり、2023年度に達成した中長期ロードマップの「平均的な降雨に対して、2025年以内に100m<sup>3</sup>/日以下に抑制」を2024年度においても維持していることを確認しました。

引き続き、2028年度までに汚染水発生量を約50～70m<sup>3</sup>/日に抑制することを目指して、1～4号機建屋フェーシング、1号機原子炉建屋カバー、建屋間ギャップ端部の止水等の対策に取り組んでいきます。

### 6号機 使用済燃料取り出し完了について

6号機原子炉建屋に保管されている燃料1884体（使用済燃料1456体、新燃料428体）のうち、使用済燃料1456体の共用プールへの取出しを2022年8月に開始していましたが、2025年4月16日に完了しました。

今後、2025年5月～7月頃にかけて、乾式キャスクによる共用プール空き容量確保を進め、5号機使用済燃料取り出し作業を2025年7月より開始する予定です。なお、5号機については2号機および1号機燃料取り出しに影響の無い範囲で進めるため、2号機燃料取り出し開始以降は一旦中断する予定です。



6号機での使用済燃料取り出し状況



## 主な取組の配置図



提供：日本スペースイメージング（株）2024.1.14撮影  
Product(C)[2024] Maxar Technologies.

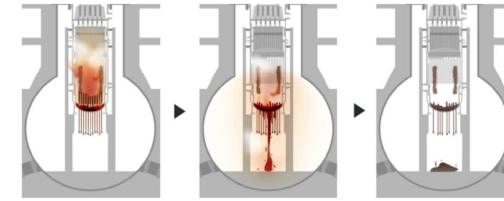


2号機 PCV(原子炉格納容器)内部調査・試験的取り出し作業の状況  
(燃料デブリの試験的取り出し)

2025年4月24日

**IRID** **TEPCO**

技術研究組合 国際廃炉研究開発機構  
東京電力ホールディングス株式会社



1～3号機の燃料デブリには継続的な注水を行っています。また、燃料デブリが持つ熱は事故の後から大幅に減少しており安定した状態を保っています。現在、原子炉格納容器内の温度は約15～35℃で維持されています。

11/7 1回目の  
試験的取り出し  
完了

〔テレスコ式取り出し装置〕による燃料デブリ試験的取り出しの完了

2024年10月30日、ペDESTAL内に進入させたテレスコ式装置の先端治具を吊り降ろし「燃料デブリ」を把握しました。  
その後、採取した「燃料デブリ」を「建屋内運搬容器」に収納し、今回の「試験的取り出し」を完了しました（11月7日）。



約60cmの貫通口から  
装置を入れて取出す



燃料デブリの試験的取出し初号機は2号機

TEPCO



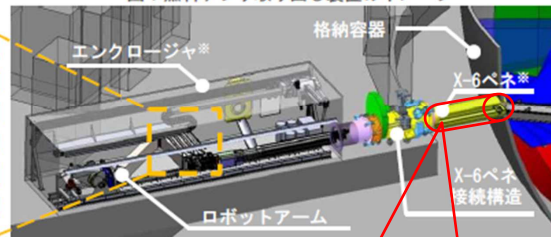
■参考動画  
2号機燃料デブリ  
試験的取出し作業



写真：ロボットアーム



図：燃料デブリ取り出し装置のイメージ



約60cmの貫通口(ペネトレーション)から  
装置を入れて取出す

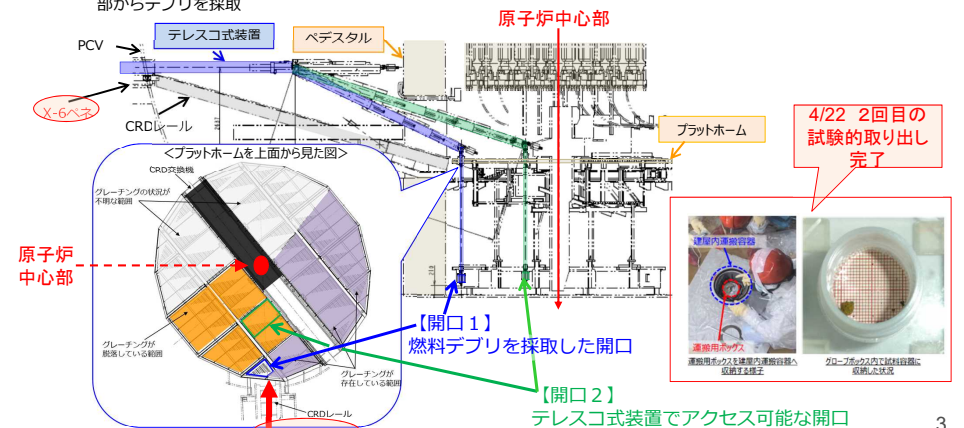
参考. テレスコ式装置による取り出し作業の作業計画

2025年3月27日  
チーム会合資料再掲

TEPCO

- ・ テレスコピ式装置でベデスタル底部へのアクセスが可能なプラットホームの開口は2箇所（下図の開口1，2）
- ・ 2024年10月の作業時は、ベデスタル内（CRDLレール側）の一番手前の開口1より先端治具を吊り降ろし、燃料デブリを採取
- ・ さらに奥側の開口2については、過去の調査においても詳細は確認できていない状況
- ・ ベデスタル内の状況の把握及び初回の採取位置とは異なる位置から採取という観点で2回目の取り出し作業を計画

- ① プラットホーム上の開口2の状況を調査
- ② 開口2から燃料デブリの採取を計画。ただし、開口2は過去の調査からプラットホーム上のグレーチングの残存を把握しているため、取り出し作業当日に開口2の状況を確認し、開口2からベデスタル底部へのアクセス可否を判断
- ③ 開口2からベデスタル底部へのアクセスが困難な場合は、前回と同様に開口1に先端治具を吊り降ろし、ベデスタル底部からデブリを採取



4/22 2回目の  
試験的取り出し  
完了

## ご質問への回答

### <三井田 潤委員>

東京電力の刈羽村地内の大規模盛土について質問します。

1. 発電所敷地の北東部にある盛土が、2021 年の熱海市伊豆山土石流災害のように、土砂崩壊しないかどうか心配です。この盛土の目的や概要、また、関連する行政手続きについて回答願います。また、航空写真によれば、5 号機北東部山中に、伐採し被覆したゾーンがあるようですが、これの建設目的についても回答して下さい。

(回答)

- ・ご質問の発電所敷地北東部の盛土は、発電所構内の安全対策工事により発生する土砂の捨て場として設置されたものです。
- ・開発行為にかかる森林の面積は約 3 ヘクタール、盛土量は約 31 万立米であり、2016 年 10 月に新潟県長岡地域振興局に林地開発連絡協議を行いました。2022 年 3 月に林地開発行為完了について届出を行い、受領されています。
- ・連絡協議にあたっては、盛土の設置に伴う防災対策設備（排水路等）の設置についてもご確認いただいております。
- ・なお、この盛土は発電所敷地境界の分水嶺よりも西側（発電所側）に配置しており、東側（刈羽村市街地側）に流域への影響（土砂崩れや鉄砲水等）が及ぶことはありません。
- ・また、ご指摘の 5 号機北東部山中の伐採被覆したゾーンは、新規制基準に伴う防火帯として設置したものです。

以 上

## ご質問への回答

### <飯田委員>

福島第一の ALPS 処理水について質問します。

1. ALPS 処理水を放出し、解体されたタンクと使用済みフィルターを 1F 構内で保管している際の放射線レベルについてお答え願います。
2. 解体について、福島県への報告等の協議についてお答え願います。

(回答)

1. ALPS 処理水のタンクの解体は、2025 年 2 月より開始しており、現在解体作業中の J9 エリアのタンク内の放射線量は、周辺の放射線量の平均値以下であること確認しております。  
また、ALPS から発生する使用済樹脂等については、ポリエチレン製の高性能容器（HIC）に收容しており、表面線量が高いものも含まれます。そのため発電所の南側にて、コンクリート遮蔽を実施し、保管しております。
2. タンクの解体作業も含め、福島第一原子力発電所の廃炉作業に関する計画や実績等については、福島県の関係者が参加する原子力規制委員会の会議や、福島県内における各種会議体等においてご説明やご報告をしております。

以 上



## ご質問への回答

### <三井田 潤委員>

ALPS 処理水の凍土方式について質問します。

1. 凍土遮水壁の冷凍機の容量、保安責任者の配置について回答願います。

(回答)

- ・凍土遮水壁の冷凍機については、30 台あり、1 台あたりの定格電力は、261 kW で、当該冷凍能力は70 冷凍トン※となっています。
- ・当該冷凍機については、冷凍取扱責任者として社員 1 名を選任しております。

※冷凍トン：0℃の水 1 トンを 24 時間で 0℃の氷にするために除去すべき熱量

以 上

## ご質問への回答

### <三井田 潤委員>

柏崎刈羽原子力発電所のプラスチック固化設備についてお伺いします。

1. 荒浜側プラスチック固化設備のセメント固化設備へによる除却に伴い、冷凍設備のフロンを回収し、証明書が発行され保管義務が生じます。証明書の保管状況についてお答え願います。

(回答)

荒浜側プラスチック固化設備の除却に伴い、冷凍設備の廃止作業を 2010 年から 2011 年にかけて実施しました。プラスチック固化設備は放射線管理区域(以下「管理区域」)に設置されているため、フロンを管理区域内で抜き取り、適切に保管しております。このため廃棄に伴う証明書の発行はありません。

## ご質問への回答

### <三井田 潤委員>

6 号機非常用ディーゼル発電機（C）の制御盤からの発煙について質問します。

1. 本作業において、電気工事士などの資格の有無について教えてください。

（回答）

当該事象は、作業対象が低圧電気回路になることから、あらかじめ「低圧電気取扱業務特別教育」を受講することが作業に従事するうえでの前提条件となります。

このため、施工を行った協力企業作業員（2 名）の受講状況について確認したところ、両名ともに当該教育を適切に受講した後に、作業に従事していたことを確認しています。

なお、当該作業は電気工事法の対象外の作業であるため、電気工事士の専任は求められておりませんが、作業員 2 名のうち 1 名は、電気工事士の資格を有している者が従事しておりました。

以 上